

令和7年7月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人 

Vol.51



❁ 今月のお知らせ ❁

- 算定基礎届、労働保険年度更新について
提出期限が7月10日となっておりますが、提出はお済みでしょうか？
お早めに提出をよろしく願いいたします。
- 所得税の第1期予定納税引落日について
第1期分は 2025年7月31日(木) が引落日となっております。
口座振替をご利用の方は、残高の確認をお願いいたします。



❁ Windows10 のサポート終了について ❁

マイクロソフト社による Windows10 のサポートが令和7年10月14日に終了します。終了後は、セキュリティの更新プログラムが提供されないため、Windows10 の使用を継続することは極めて危険です。



サポート終了後の TKC の対応は下記の通りです。

- ① サポート終了後、Windows10 搭載パソコン上での TKC システムの動作は保証できません。
- ② サポート終了後、TKC ヘルプデスクでは、TKC システムのエラー・トラブルの原因が Windows10 環境にあると判断した場合、回答できません。

システムを安全、安心にご利用いただくために、下記の2点をご確認ください。

- ① Windows11 へアップデート可能なパソコンであれば、アップデートをお願いいたします。
- ② 上記①が不可能な場合、Windows11 を搭載したパソコンの購入をご検討をお願いいたします。

✿宮光先生にお越しいただき、勉強会を開催しました✿

弁護士の宮光先生にお越しいただき、勉強会をしていただきました。事前に質問をさせていただいたもののなかで、気になった内容をご紹介します。

Q.自己破産で本当にできないこと・噂だけで実はできることはありますか？

A.○できないこと

①ローンが組めない②カードが作れない③原則として7年間、再度の破産ができない④一定の仕事に就けない期間がある(生命保険募集人、警備業者、旅行業務取扱の登録者や管理者)

※①②は一定期間が経過すれば組める・作れるようになる場合もある

○実はできること

・事業の継続(場合による)

個人事業主が自己破産する場合、原則として仕事道具は差押えされません。仕事に必要不可欠な道具が差押えされると、その後の事業継続が不可能になってしまうからです。(小規模企業共済は差押え禁止財産のため、手元に残ります。)

Q.給料の差押えの手続きはどんな名目でもできるのか、給料のどれぐらいまで差押えができるのか。

A.どのような債権であっても、判決・公正証書があれば給与の差押えは可能です。

○差押えが可能な範囲

・手取額の4分の1又は33万円を超える部分の

いずれか多い方。

養育費の場合は手取額の2分の1であり、将来分も差押えが可能。

例)手取額40万円の場合

4分の1:10万円

33万円を超える部分:7万円

→4分の1の方が多い。

ボーダーラインは手取額44万円。44万円を超えると33万円を超える部分の方が金額は多い。

Q.株式の譲渡制限について。定款に記載されている手続きを怠った場合に起こる問題点はありますか？

A.相続が発生した際に、揉めるリスクが生じます。決算書の記載だけでは、裁判所は根拠として不十分と判断することも多々あります。議事録や贈与契約書などを作成しておくことを推奨します。

Q.取締役会を開催せず、議事録を使いまわしてトラブルになった例はありますか？

A.実際には開催していないため、決議は無効であると主張されたケースはあります。しかし、実際に開催してなくても議事録通りに会社が動いており、その事実を把握しているのであれば問題となることはさほど多くはありません。(内容の周知が必ず必要になります。)

【プチ情報】

皆さんおなじみのハウレンソウ。「報告・連絡・相談」の略語です。ハウレンソウは問題や不明点が生じた際に速やかに上司に相談し、早期対応を図ることが目的とされています。

では、カクレンボウはご存知でしょうか？こちらは、「確認・連絡・報告」の略語です。ハウレンソウと似た言葉ですが、カクレンボウは「まず自分で確認をしてから」という意味が強い言葉になります。ハウレンソウが上司から部下へ求めるものであるのに対し、カクレンボウは部下から上司へ主体性を持って行うものです。

◇申告書の提出期限

提出月	7月	8月	9月
確定申告	5月決算	6月決算	7月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	11月決算 8月、11月、2月	12月決算 9月、12月、3月	1月決算 10月、1月、4月



HP等も更新しています♪
HP



Face Book



Threads



ARCROWPARTNERS

